

Internet Week 2018

S13 ブロッキング要請を巡る諸課題～海賊版サイト対策検討の行方～

リーチサイト規制および 静止画ダウンロード違法化について

一般社団法人インターネットユーザー協会 (MIAU)

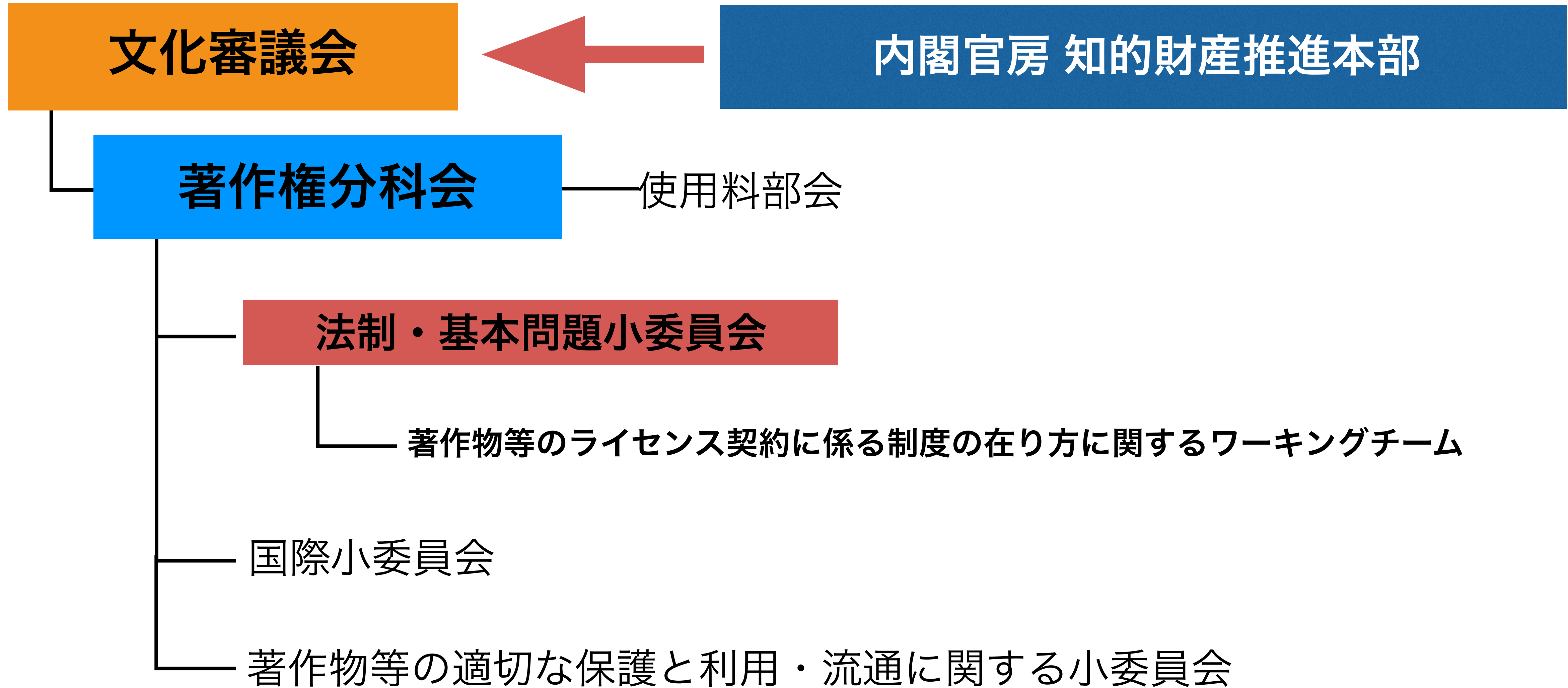
事務局長：香月啓佑

今日の発表の主眼

リーチサイト規制及び違法ダウンロードの
対象となる著作物の追加に関する文化庁審
議会の議論の現状を読み解く

知的財産推進計画2018

文化庁における著作権法制に関する議論のプラットフォーム



2. 「知的財産推進計画2018」重点事項

(2) 挑戦・創造活動を促す

4 模倣品・海賊版対策

- ・ インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策について、有識者及び関係府省における検討の場を設け、各権利者、関係事業者等とも連携しつつ、正規版等の流通の在り方を含む模倣品・海賊版対策について、その実態や官民の取組状況を共有するとともに、**サイトブロッキングに係る法制度整備や抜本的な模倣品・海賊版対策に係る論点の検討等を含めた、今後の対策の在り方や方向性を総合的に検討**する。(短期、中期)(内閣府、警察庁、総務省、財務省、**文部科学省**、経済産業省、関係府省)
- ・ **リーチサイト等を通じた侵害コンテンツへの誘導行為への対応**に関して、権利保護と表現の自由のバランスに留意しつつ、関係者の意見を十分に踏まえ検討を行い、**速やかな法案提出に向けて、必要な措置を講じる**。(短期)(**文部科学省**)

リーチサイト・リーチアプリ

- 英語ではlink siteと呼ばれているよう
- ウェブサービスやアプリそのものが著作権侵害コンテンツをホストしているわけではなく、著作権侵害コンテンツへ誘導するものを指す

リーチサイト規制へのそれぞれのまなざし

- **権利者団体**

- 漫画村のようなサイトから受ける被害は甚大。
- リーチサイトはそのものがコンテンツをホストしているわけではないため、現行法では対応できないため、その運営を刑事罰にしてほしい。
- 大手検索エンジンは権利者の申し立てで検索結果を消す、あるいはランクを下げるなどの対応はしているが、「(著作物名) rar」などで検索すると著作権侵害コンテンツが出てくるのはどうにかしてほしい。ロジックを教えてほしい。
- いわゆるウェブサイトだけでなく、著作権侵害コンテンツを検索し、視聴できるアプリが存在するのでそれも対象にしたい。
- 技術的保護手段の回避方法を指南するサイトやコンテンツもあるので、それも対象にしたい。

リーチサイト規制へのそれぞれのまなざし

- **ISPや検索サービスなどのIT企業**

- リンクをつけた形で意見を述べるような表現行為は、広くインターネット利用において一般的な表現手法。表現の自由に対する影響が大きい。
- リーチサイトを理由とした書面による削除依頼は年数件程度で、著作権侵害コンテンツの削除依頼と比較すると圧倒的に少ない。
- 規制をするとした場合、対応すべき悪質なリーチサイトの条件を明確化する必要がある。しかしそれは難しいのでは？
- 検索サイトはDMCAのノーティスアンドテイクダウンと検索結果の降下シグナルで6時間程度で対応している
- ツギハギの対応よりは間接侵害を議論したほうがよいのでは？

リーチサイト規制へのそれぞれのまなざし

- MIAU

- インターネットにおいてハイパーリンクは基幹技術であり、インターネットの利便性はハイパーリンクによってもたらされている。リンク行為を規制するということは、情報通信技術の発展全体に影響を及ぼす。
- ユーザーの書き込みが主導するサービスをリーチサイトとするのか。リーチサイトとする単位は一体何なのか、サービス全体なのか、アカウント単位なのか、個別の書き込みなのか。従来のインターネットの枠組みに入らない Tor やダークウェブなどについては対象にするのか。
- リンクしなければよいのか。技術的に言えば、a タグで囲まなければよいのか。URL が画像で回った場合、それはリーチサイトにならないのか。
- リーチサイト規制のようなインターネットの運用全般に関わる議論は、インターネットガバナンスそのものにも関わるため、マルチステークホルダープロセスが求められる。

文化庁審議会における検討の視点(1)

リンク情報の提供行為は、インターネットによる情報伝達において不可欠な役割を担うものであり、表現行為として憲法第21条第1項により保護される。もっとも、表現行為も、絶対無制限なものではなく、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約を受ける。

表現の自由の制約に当たっては、厳格な基準を併用しつつ、利益衡量を行うことが要求される。そのため、**検討に当たっては、表現の自由と著作権者の利益保護を比較考量し、公共の福祉を実現するために必要かつ合理的な制約とすることが必要**である。また、表現行為を規制する場合、憲法上保護に値する表現行為をしようとする者を萎縮させ、表現の自由を不当に制限する結果を招来するおそれのないよう、**規制の対象となるものとそうでないものとの区別の明確性についても配慮する必要がある。**

文化庁審議会における検討の視点(2)

侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為が幫助（正犯の行為を容易にする行為）に該当する場合には民事責任や刑事責任を負うこともあり得るが、**リンク情報の提供行為全般について違法と適法の境界を画定するのは必ずしも容易ではない。**そのため、今般の検討では、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為による被害状況を踏まえ、**差し当たり緊急に対応する必要性の高い悪質な行為類型を取り出して対応を検討**することとした。

このことはすなわち、今般本小委員会が提言するリーチサイト等に関する制度整備は、**侵害コンテンツへのリンク情報の提供行為全般についての適法・違法の解釈に影響を与えることや、まして間接侵害一般に係る解釈に影響を与えることのいずれも企図するものではない**ことを意味する。そして、これらの点については、引き続き現行法の解釈に委ねられるものとして理解される必要がある。

まとめると

- リンク行為は表現行為。しかし公共の福祉の範囲内で制限される。
- リーチサイト規制を考える上では表現の自由と著作権の比較較量が必要で、リンク行為全般について合法か違法かを決めるのは難しい。
- なので今回は悪質なものについてのみ対応する方法を考える。

差止請求できる条件案（民事）

- **場・手段の要件**

- 「主として違法な自動公衆送信を助長する目的で開設されているものと認められるウェブサイト等」
- 「主として違法な自動公衆送信を助長する機能を担っているウェブサイト等」
 - 「ウェブサイト等」の例：ツイッターのアカウントなど

- **主観の要件**

- 「違法にアップロードされた著作物と知っている場合，又はそう知ることができたと認めるに足る相当の理由がある場合」等

「利益を得る目的」「著作権者等の利益を害する目的」

「侵害コンテンツの拡散を助長する目的」の要件は外された模様

差止請求できる条件案（民事）

- **侵害コンテンツへの誘導の直接性**
 - **1. 侵害コンテンツのURLの掲載等**
 - 例：サーバーに蔵置されている漫画ファイルのURLの掲載等
 - **2. 侵害コンテンツが含まれているページのURLの掲載等**
 - 例：いわゆるリーチサイト内における，動画投稿サイト内の各動画が掲載されているページのURLの掲載等
 - **3. 2. のURLの掲載等がされているページのURLの掲載等**
 - 例：いわゆるリーチサイト内における，特定作品に係る侵害コンテンツが含まれているページのURLをまとめたページのURLの掲載等

差止請求できる条件案（民事）

- 侵害コンテンツへの誘導の方法

1. 侵害コンテンツへの到達を容易にするリンク情報の掲載
2. 侵害コンテンツが多数掲載されているサイト内の検索機能を使用して、当該サイト内に蔵置されている侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」をリーチサイト等に掲載する行為
3. 汎用検索エンジンを使用して、侵害コンテンツが多数掲載されているサイト内を検索範囲として指定し、当該サイト内に蔵置されている侵害コンテンツへのリンク情報を取得することを可能とする指令を実行するための「ボタン」をリーチサイト等に掲載する行為

差止請求の範囲（民事）

- 個々の著作物に係るリンク情報等の提供行為
 - 当該リンク情報等の提供者に対する差止請求が認められる
 - サイトを運営し、リンク情報等を削除する権限及び義務があるにもかかわらず第三者によって書き込まれたリンク情報等を削除せずに放置している者も差止請求が認められ得る
 - 委員の意見：明確にすれば予測可能性に資するかもしれないが、**柔軟に裁判所に解釈を委ねた方が、妥当に解決が導かれるということもある**上、規定のし方によっては、そうした拡張的な規定がない限り、侵害の主体について柔軟に判断してはいけないという解釈を招き、**著作権侵害の主体の判断の方法論一般に対して悪影響が及ぶことが懸念**される。
- リーチサイト運営行為そのもの
 - リーチサイトの運営そのものを差止請求の対象とするか？
 - ブロッキングとの関連も指摘

対象著作物の範囲（民事）

- 映画や音楽に限ることはない
- 有償著作物に限定することはない
 - 無料放送や無料のウェブマンガが対象とならなければ権利保護が不十分なものとなる
 - 対象著作物について要件が加重されればされるほど差止の対象となるか否かが利用者にとって判断しづらくなり、かえって萎縮効果が生じやすくなる。

対象著作物の範囲（民事）

- デッドコピーに限定することはない

- ①著作物の一部分（例：音楽番組における各歌手の演奏シーンや、お笑い番組の各ネタ、マンガ単行本のうち1話分）を切り出したもの
- ②映像の上下左右の端を少しだけ切除したもの
- ③映像の音声に字幕を付したものの
- ④マンガの台詞部分を翻訳したもの
- ⑤マンガを翻案し、新たなマンガを創作したもの
- ⑥映像のオープニングやエンディングなどの一部を切り取ったもの
- ⑦映像の再生スピードを変更することなどにより長さを変更したもの
- ⑧映像を複数のファイルに分割したもの
- ⑨（動画のフィンガープリントをすり抜けるために、）映像を「枠」付きにしたり反転させたり、明るさや色味を変更したりしたもの
- ⑩映像の一部分にロゴを張り付けたもの
- ⑪映像の音声を別の音声で吹き替えたもの
- ⑫映像の音声に加工を行ったもの
- ⑬白黒のマンガに着色したもの

議論があるのは5のみ

刑事罰化

今般の制度整備の趣旨に照らせば、民事上の請求による救済を可能とするのみならず罰則を認めることによる抑止効果を生じさせることが適当であり、罰則も少なくとも一定の範囲で定めることが適当と考えられる。

違法ダウンロードの対象コンテンツの追加

現状の議論では「画像ダウンロード違法化」という呼び方はちょっと違うかも

- ・ 現在は侵害コンテンツのダウンロード行為については、映像と音楽に限定されている
 - ・ 刑罰のない違法化から、刑事罰化へ
- ・ 漫画村問題を受けて、画像も対象著作物に含めることに議論が降り注いできた
 - ・ 現在文化庁の審議会では画像以外もスコープに入れた検討（MS Officeが例に）がスタートしている

現状の議論では「画像ダウンロード違法化」という呼び方は古い

著作権を侵害する静止画（書籍）の
ダウンロード違法化について



ダウンロード違法化の対象範囲の
見直しについて

現状の議論の進捗

- ヒアリングが進行
 - 出版を中心とした権利者団体、CODA、ACCS、BSA、MIAU、全地婦連など
- 法制基本問題小委員会はリーチサイトの議論からダウンロード違法化拡大の議論へ移行したように見える

静止画とは？

漫画？ 雑誌？ 書籍は？

スクリーンキャプチャのみ？ 電子書籍ファイルも？

文化庁からの問い

1.音楽・映像について

- 1.ユーザー側に、当初懸念されていたような不利益・混乱等が生じた事例を把握されているか。
また、ダウンロード違法化によりインターネット利用の萎縮は生じたか。

2.静止画（漫画・雑誌・書籍）について

- 1.仮に、「静止画」の対象範囲が明確となり、「事実と知りながら」という主観要件が課される場合（この場合、ユーザー側が確定的に違法にアップロードされた対象著作物だと知っている場合にのみ、ダウンロードが違法となる）でも、なお、懸念されるような事例はあるか。
可能な限り、具体的に御教示いただきたい。
- 2.そのような事例において、ユーザー側のダウンロードを正当化する理由はあるか。

3.著作物全般について

- 1.仮に、他の著作物（プログラム等）を含めた著作物全般にまでダウンロード違法化の対象が広がった場合、2.（1）に加えて、懸念されるような事例はあるか。可能な限り、具体的に御教示いただきたい。
- 2.そのような事例において、ユーザー側のダウンロードを正当化する理由はあるか。

何が問題か：負のサイクルが回っている

既存コンテンツ産業の苦境



権利強化



「まだ足りない」



とめどない拡大



市民的自由やプライバシー侵害

とめどない拡大

著作権保護期間延長

著作権侵害の非親告罪化

ダウンロード違法化

アクセスコントロール回避規制



ダウンロード違法化コンテンツの拡大

補償金制度の拡大

著作権侵害を理由としたウェブサイトブロッキング

スリーストライク制度導入

著作権の強化に対するレメディがない？ フェアユースはどこへ？

権利強化のステークホルダーの増加

国内のステークホルダー



通商協定に知的財産権が載るようになったことによる

海外勢力のロビー勢力の増加

とめどない拡大をどう止めるか？

今に始まった話ではない

“ウェブサイトブロッキング
みたいな劇薬に比べたら、
画像のダウンロード違法化や
リーチサイト規制のほうがマシ”

本当ですか？

Internet Week 2018

S13 ブロッキング要請を巡る諸課題～海賊版サイト対策検討の行方～

リーチサイト規制および 静止画ダウンロード違法化について

一般社団法人インターネットユーザー協会 (MIAU)

事務局長：香月啓佑